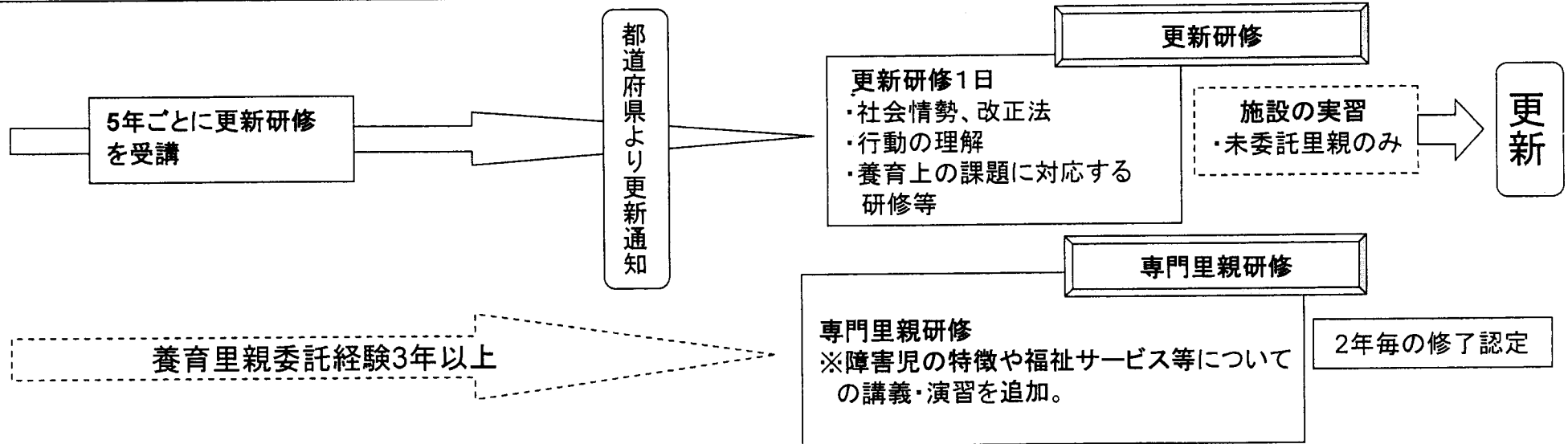
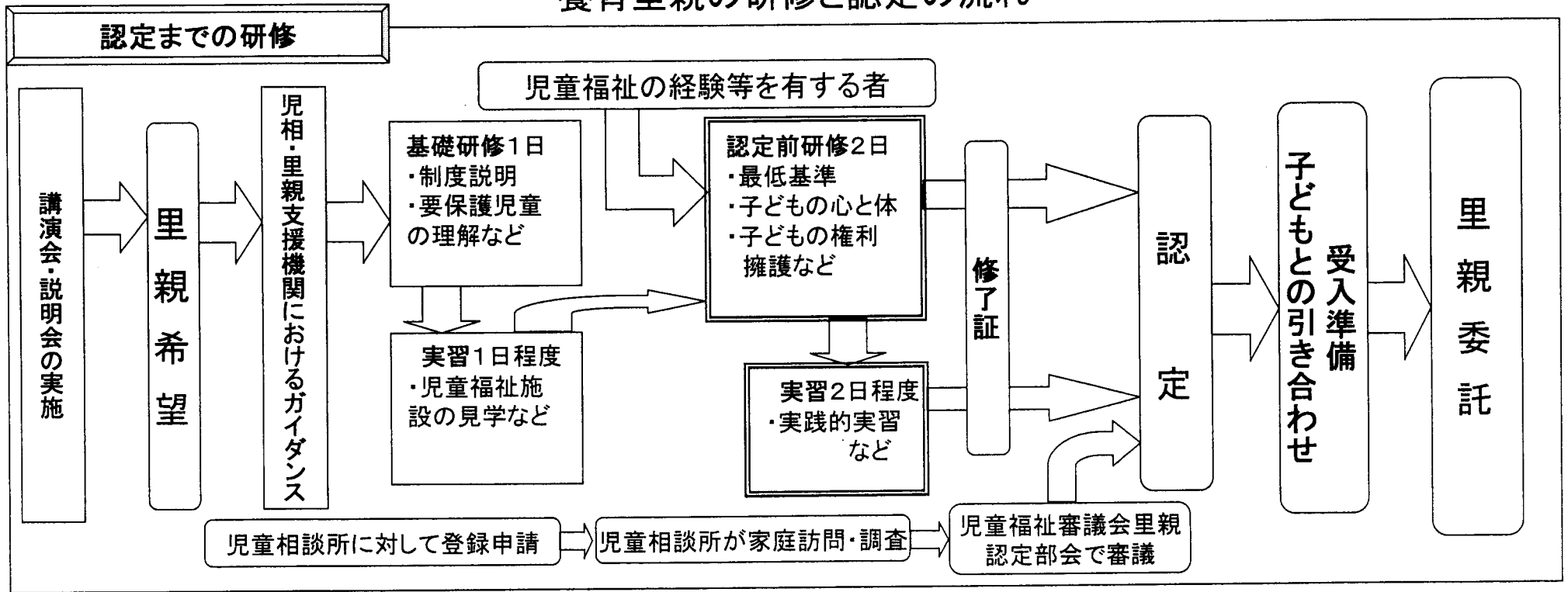


(2) 里親の研修について

里親の研修について

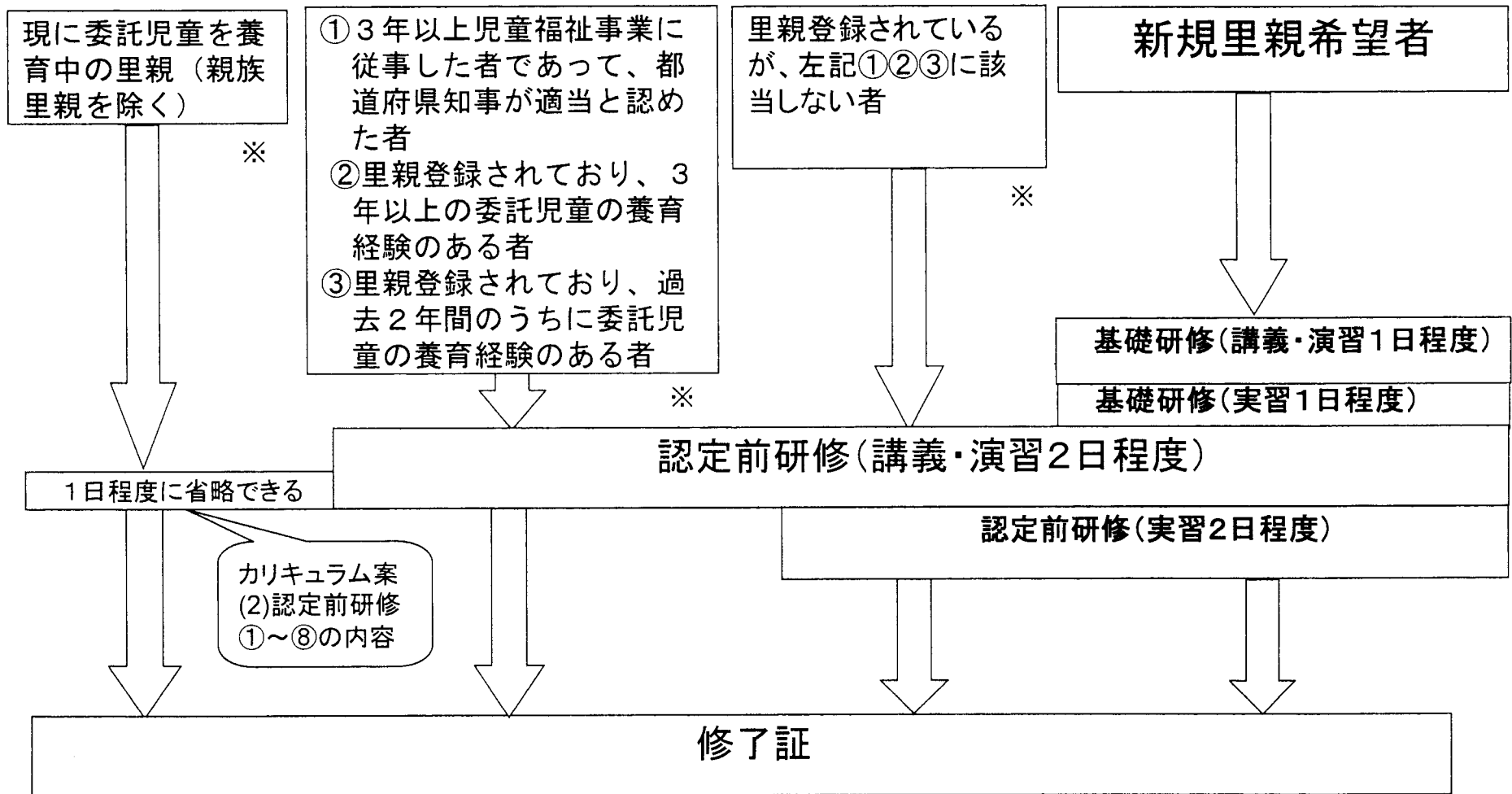
※ 平成20年8月5日全国児童福祉主管課長会議資料としてお示したものに加筆・修正したもの

養育里親の研修と認定の流れ



研修の一部免除のイメージ

児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける



※直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

里親研修カリキュラム(例)

(1) 基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
 ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日+実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ
 ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
 ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）
 ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
 ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2) 認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日+実習2日程度
- 内容
- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） | ⑥里親養育上の様々な課題 |
| ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） | ⑦児童の権利擁護と事故防止 |
| ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） | ⑧里親会活動 |
| ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） | ⑩実習（児童福祉施設、里親） |

(3) 更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）
 ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）
 ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）
 ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）
- なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

◇里親研修(カリキュラム案～例)

(1) 基礎研修カリキュラム (養育里親を希望する者を対象とした基礎研修)

- 目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する (虐待、障害、実親がいる等)
 ③里親にもとめられるものを共有する (グループ討議)

実施機関 都道府県 (法人、NPO 等に委託可)

対 象 養育里親となることを希望する者

期 間 1日+実習1日程度

内 容

- | | |
|--|---------------|
| ①里親制度の基礎 I | 60分 (里親養育論) |
| ②保護を要する子どもの理解について (ex 保護を要する子どもの現状、児童虐待問題) | 60分 (養護原理) |
| ③地域における子育て支援サービスについて (ex 地域における相談・各種支援サービス等) | 60分 (児童福祉論) |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議 (ex 里親希望の動機、里親にもとめられるもの) | 120分 (里親養育演習) |
| ⑤実習 (児童福祉施設の見学を主体にしたもの) | 1日間 (養育実習) |

(2) 認定前研修カリキュラム (基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、養育里親として認定される)

- 目 的 社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。

実施機関 都道府県 (法人、NPO 等に委託可)

対 象 養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者

期 間 2日+実習2日程度

内 容

- | | | |
|-------------------------------------|----------------------|-------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ (里親が行う養育に関する最低基準) | } 90~120分
(里親養育論) | |
| ②里親養育の基本 (マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) | | |
| ③子どもの心 (子どもの発達と委託後の適応) | | 60分 (発達心理学) |
| ④子どもの身体 (乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) | | 60分 (小児医学) |

⑤関係機関との連携（児相、学校、医療機関）	}	150～180分 （里親養育援助技術）
⑥里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）		
⑦子どもの権利擁護と事故防止		
⑧里親会活動		
⑨先輩里親の体験談・グループ討議（ex 養育に関するノウハウ）		
⑩実習（児童福祉施設、児童を委託している里親）2日間程度	60分（里親養育演習）	
実習プログラムとしてi～vを実施	120分（里親養育演習）	
i 施設長の説明（今日の施設入所児の動向、里親への期待など）	45分	
ii 家庭支援専門相談員（その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ、委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など）	45分	
iii 保育士、児童指導員または心理士（子どもとかかわるうえで留意していること）	45分	
iv 栄養士（食育について、子どもの食事について乳児院—授乳、離乳食、幼児食 児童養護施設—幼児食と子どもの食事）	45分	
v Q & A	60分	
上記i～vは朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施		

(3) 更新研修カリキュラム（登録又は更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し更新する）

目的	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	
実施機関	都道府県（法人、NPO等に委託可）	
対象	更新前の養育里親	
期間	1日程度	
内容		

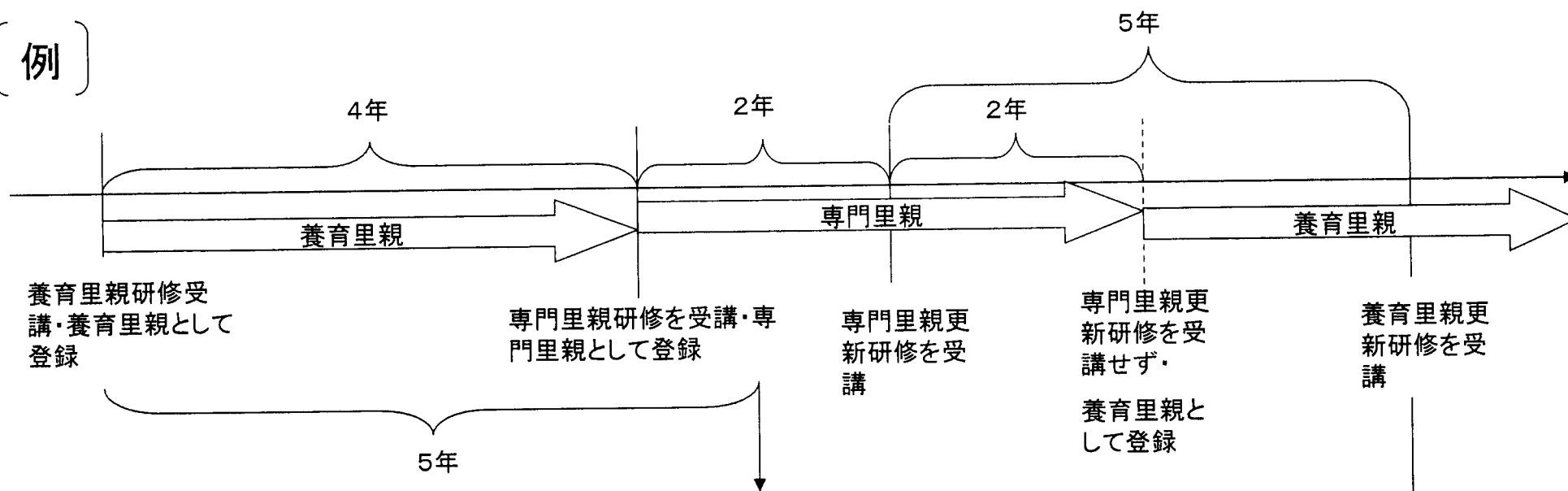
- | | |
|--|--------------|
| ①社会情勢、改正法など（ex 児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正等） | 60分（児童福祉制度論） |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など（ex 子どもの心理や行動についての理解） | 60分（発達心理学） |
| ③養育上の課題に対応する研修（ex 養育上の課題や対応上の留意点） | 60分（里親養育演習） |
| ④意見交換（ex 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換） | 120分（里親養育演習） |

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

専門里親としての登録と研修との関係について

いったん専門里親として登録したあと、養育里親に戻った場合の更新研修の期間等について

〔例〕



4年経過した時点で専門里親研修を受講している(養育里親としての研修も終わったものとみなされる)ので、5年後の養育里親更新研修は受ける必要がない

直近の研修(専門里親更新研修)から5年経過しているので、養育里親更新研修を受ける必要がある

養育里親研修制度の運営について（案）

第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

3 研修対象者

- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 登録更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

(2) 研修の方法

- ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- イ 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。
- ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

(3) 研修科目の免除

- ア 現に養育里親登録されている者であって、イからオに該当しない者（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）附則第3条により養育里親とみなされない者を含む）については、基礎研修を免除できること。
- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市に

あつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が相当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

エ 現に養育里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ 現に養育里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

カ 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が相当と認めた研修であつて、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を有する研修を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の一部又は全部を免除できること。

キ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、更新研修のうち実習を免除できること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調

整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

(5) その他

基礎研修、認定前研修の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

専門里親研修制度の運営について（改正通知（案））新旧対照表

新	旧
<p>第1 専門里親研修の実施主体 略</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 略</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 児童福祉法施行規則第〇〇条第〇号に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。 イ 略</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、<u>児童心理司</u> (イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 略 (ア)～(イ) 略</p>	<p>第1 専門里親研修の実施主体 専門里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができること。</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「継続研修」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 里親の認定等に関する省令第19条第1号に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。 イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものであること。 「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、心理判定員</p> <p>(イ) 保健・医療関係 医師、保健師、助産師、看護師</p> <p>(ウ) 教育関係 教員</p> <p>(エ) 司法・矯正関係 家庭裁判所調査官、少年院教官</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 (ア) 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。 ・ 受講申込書</p>

イ 研修の方法

(ア)～(イ) 略

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

略

エ 研修期間

(ア)～(イ) 略

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は概ね3日間とすること。

(エ) 略

オ 養育実習

略

カ 受講期間の延長

略

4 更新研修

(1) 略

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として更新研修を実施すること。

(3) 研修期間

概ね2日間とすること。

5 修了認定

・ (1)のアからウのいずれかに該当することを証明する書類

(イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなければならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあっては、受講者リストを作成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

(ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

(イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し都道府県知事が適当と認めた者については、養育実習を免除できること。

エ 研修期間

(ア) 研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。

(イ) 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとすること。

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とすること。

(エ) 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

略

6 その他

研修対象者のうち、3（1）イ又はウに該当する者であって、養育里親の登録研修を受講していない者については、専門里親研修を修了したことをもって養育里親研修を修了したものとみなす。

- (1) 修了認定
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 修了証書の交付
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。
なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 修了証書交付の記録
都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 修了証書の有効期間
修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

平成20年12月

養育里親研修テキスト

○このテキストは、都道府県、政令都市、児童相談所設置市や里親支援機関が養育里親研修を実施する際に、里親研修カリキュラム(例)に沿った研修内容のポイントや進め方、講師の選定について参考にしていただくために作成したものです。

○今後も、内容については適宜更新を行います。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

基礎研修カリキュラム

- | | |
|----------------------|----------|
| ①里親制度の基礎Ⅰ | (里親養育論) |
| ②保護を要する子どもの理解について | (養護原理) |
| ③地域における子育て支援サービスについて | (児童福祉論) |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議 | (里親養育演習) |
| ⑤実習 | (養育実習) |

①里親制度の基礎 I

研修のポイント

- ↓社会的養護～施設養護と家庭的養護
- ↓里親希望から登録までの流れ
- ↓里親の種類
- ↓里親の要件等

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

社会的養護とは？

- 「社会的養護」とは、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対し、公的責任の下で養育や保護を行うことです。
- 社会的養護には、「施設養護」と「家庭的養護」があります。

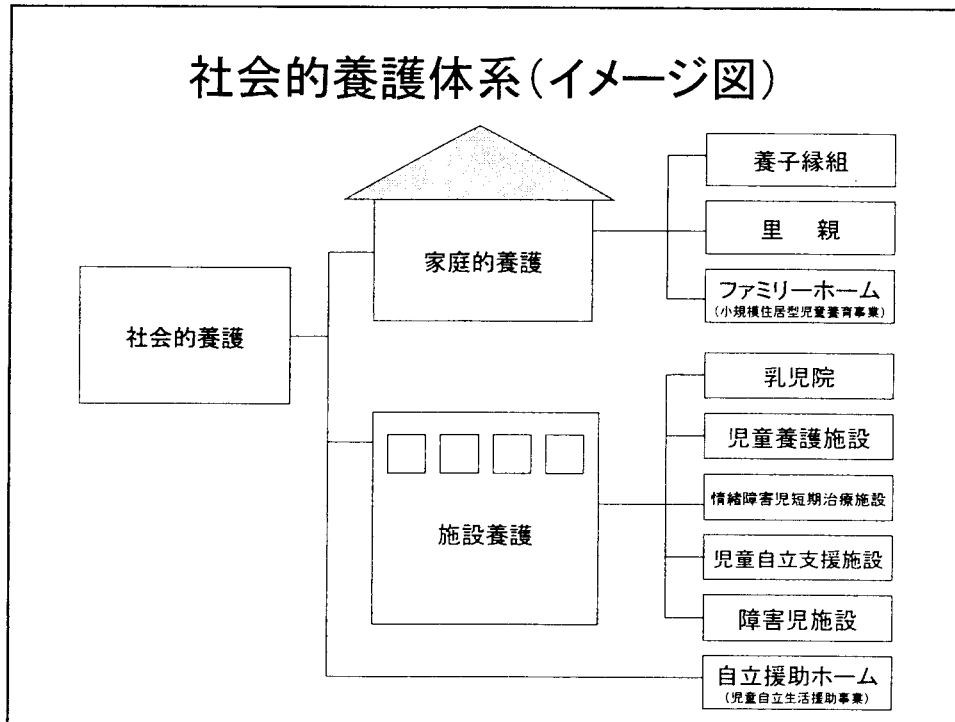
施設養護とは？

- 「施設養護」とは、児童福祉施設における養育をいいます。
- 児童相談所が「入所措置」を行います。
(児童祉法第27条第1項第3号)
- 社会的養護を担う児童福祉施設には、「乳児院」、「児童養護施設」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「障害児施設」があります。
- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
～施設を退所した児童または義務教育卒業後の自立支援が必要な児童について、対象者の申し込みに応じて提供を行います。
※対象年齢:義務教育終了後、20歳未満

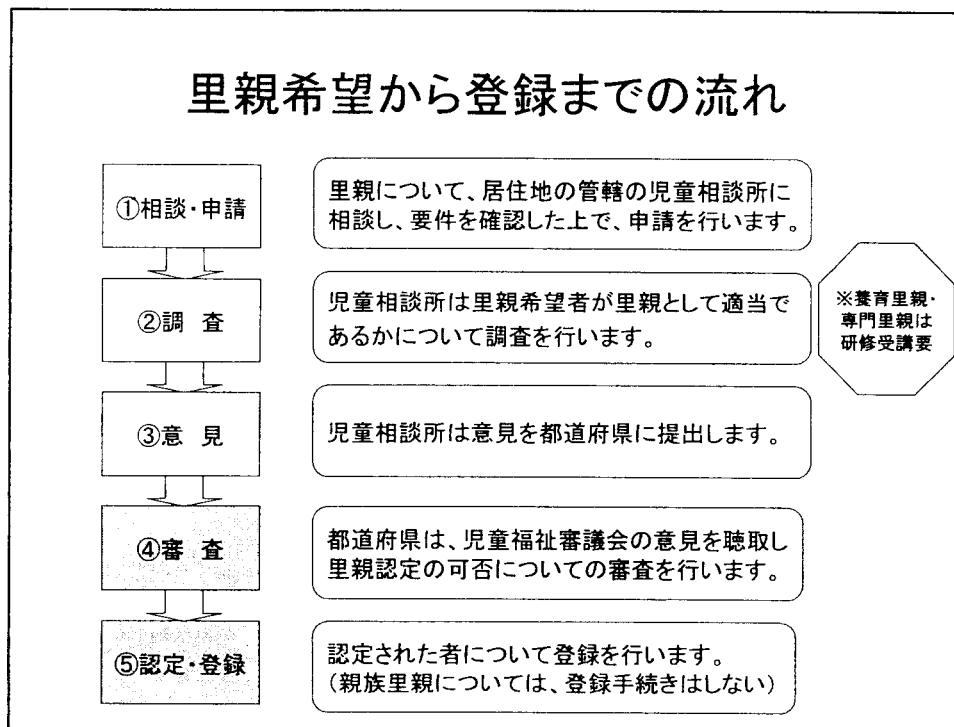
家庭的養護とは？

- 「家庭的養護」とは、家庭や家庭に近い形態における養育をいいます。
- 家庭的養護には、養子縁組によるものと、「里親」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」があります。
- 「里親」や「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」についても、施設養護と同様、児童相談所が「委託措置」を行います(児童祉法第27条第1項第3号)。

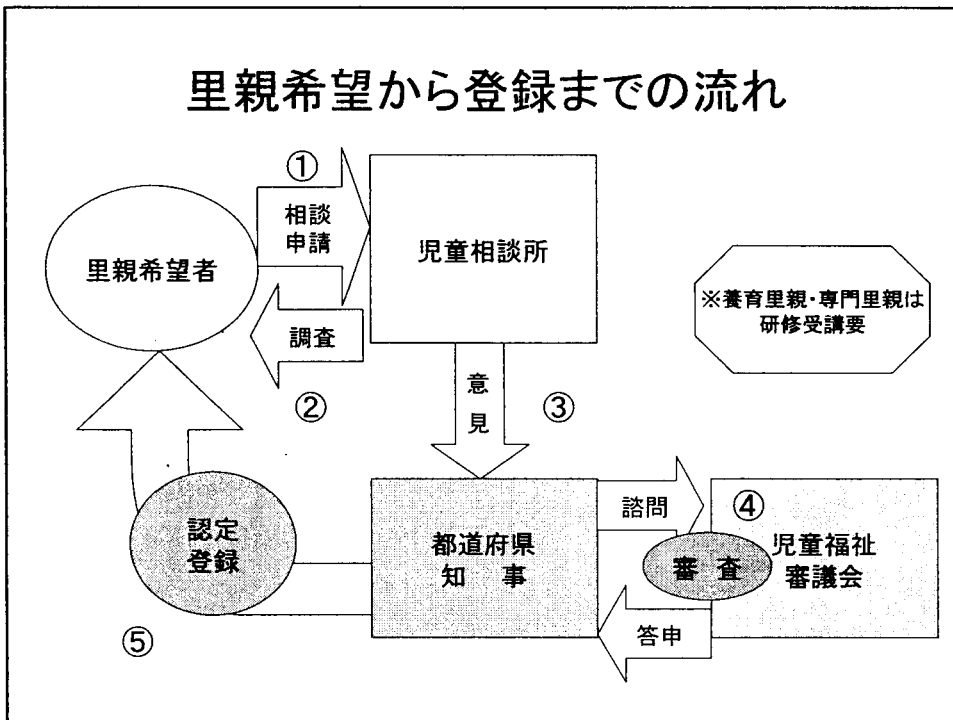
社会的養護体系(イメージ図)



里親希望から登録までの流れ



里親希望から登録までの流れ



里親の種類

法律上の規定	養育里親			
	養子縁組を希望する者	親族里親	養育里親	専門里親
対象児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

里親の要件等

養育里親	専門里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
○以下の①から③までのいずれにも該当すること ①研修※を受講していること ②養育里親を希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと ③経済的に困窮していないこと	○以下の①か②⑤までのいずれにも該当すること ①次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当すること ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有するものであること イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が認めたものであること ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認定した者であること ②専門里親となることを希望する者及びその同居者が養育里親の欠格事由に該当しないこと ③専門里親研修※を受講していること ④経済的に困窮していないこと ⑤委託児童の養育に専念できること	養子縁組によって養親となることを希望する者であること ただし、養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断したものを除く
登録の有効期間: 5年 更新研修の受講要	登録の有効期間: 2年 更新研修の受講要	

※研修については免除規定あり

②保護を要する子どもの理解について

研修のポイント

- ↓保護を要する子どもの現状
- ↓児童虐待問題

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

保護を要する子どもの現状

- 児童相談所における養護相談の状況(平成19年度福祉行政報告例より)

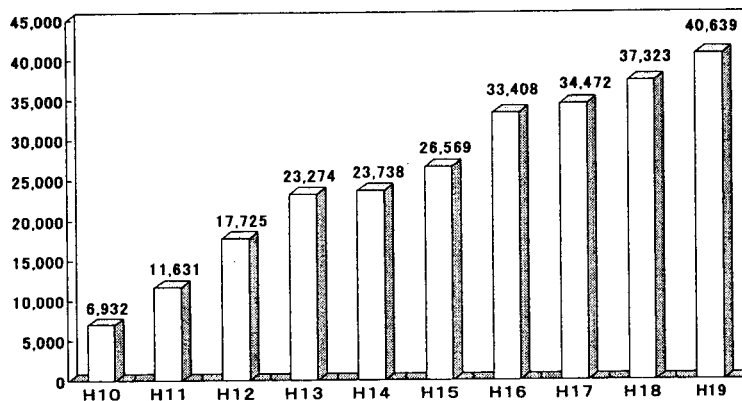
対応	養護理由					家庭環境		その他	計	%
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他				
児童福祉施設に入所	192	109	131	1,265	3,913	2,373	1,068	9,051	10.8%	
里親委託	42	42	21	147	345	344	238	1,179	1.4%	
面接指導	758	210	887	5,346	33,628	16,929	8,101	65,859	78.9%	
その他	83	42	85	405	3,424	1,614	1,763	7,416	8.9%	
計	1,075	403	1,124	7,163	41,310	21,260	11,170	83,505		
%	1.3%	0.5%	1.3%	8.6%	49.5%	25.6%	13.4%			

■養護相談の理由の全体の割合のうち家庭環境の虐待が約半数、家庭環境のその他が約4分の1

■養護相談が行われたうち、施設入所となる割合は10.8%、里親委託は1.4%

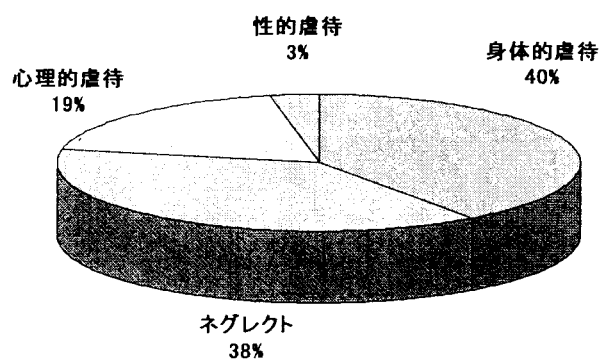
児童虐待問題

- 児童相談所における虐待相談対応件数(福祉行政報告例より)



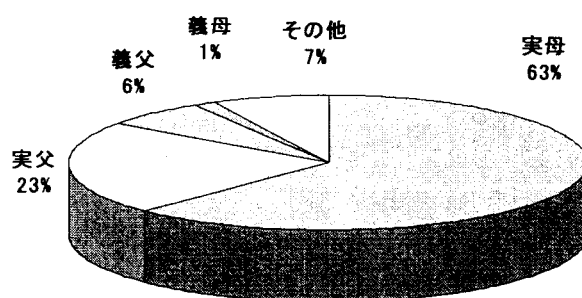
■虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成19年度については、4万件を越えています。

(虐待相談対応件数のうち)
虐待の種類割合



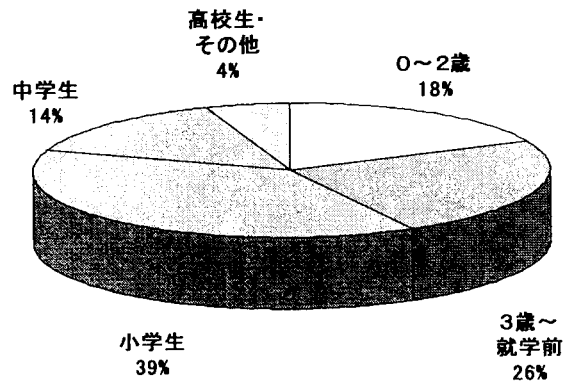
平成19年度福祉行政報告例より

(虐待相談対応件数のうち)
虐待者について



平成19年度福祉行政報告例より

(虐待相談対応件数のうち)
被虐待児童の年齢構成



平成19年度福祉行政報告例より

児童虐待が及ぼす子どもへの影響

- 身体的暴力による生命の危険、外傷による障害等
- ネグレクトによる栄養や刺激の不足による発育不良や発達の遅れ
- 虐待を受ける体験によりトラウマ(心的外傷)を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等の出現
- 安定した愛着関係を形成できないことによる対人関係の持ちにくさ
- 虐待に加え、受容・評価されないことによる自尊心の欠如(低い自己評価)